

平成 29 年度第 1 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 29 年 6 月 22 日 (水) 午後 3 時 00 分 ~ 午後 5 時 15 分

2 会議の場所 岡崎市役所分館 2 階 202 号議室

3 会議の議題

- (1) 諮問第 1 号 「ふるさと景観資産の選定について」
- (2) 報告第 1 号 「ふるさと景観資産の選定の解除について」
- (3) 報告第 2 号 「第 3 回おかざき景観賞について」
- (4) 報告第 3 号 「乙川リバーフロント地区サイン計画について」

4 会議に出席した委員 (11 名)

学識経験者	河江 喜久代
学識経験者	水津 功
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	堀越 哲美
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	佐藤 繁子
各種団体	加藤 由里子
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	鈴木 壽美

5 説明者

都市整備部拠点整備担当部長	初井 泰晴
都市整備部まちづくりデザイン課長	杉山 弘朗
都市整備部まちづくりデザイン課 副課長	浅井 恒之
都市整備部まちづくりデザイン課 景観推進係長	鈴木 秀幸
都市整備部まちづくりデザイン課 景観推進係主事	武田 穂波
都市整備部まちづくりデザイン課 景観推進係技師	小林 佑大
都市整備部公園緑地課 計画係長	藤城 直尊
都市整備部公園緑地課 計画係主任主査	河合 寿八

6 議事録署名者の指名

瀬口会長が議長として堀越委員及び横山委員を議事録署名者に指名した。

7 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から、岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 諮問第1号「ふるさと景観資産の選定について」(説明)

議長が諮問第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(河合計画係主任主査)から説明した。

- (1) ふるさとの名木選定候補「(仮称)住吉社の大やまもも」の概要等について
- (2) 樹高、幹周等、特徴・いわれ等について

9 諮問第1号「ふるさと景観資産の選定について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員：

やまももは常緑樹だが、常緑落葉での選定基準はあるか。

事務局：

常緑落葉での選定基準は設けていない。

瀬口会長：

説明資料では「樹高・幹周・根回り・枝張り」の用語を用いているが、「岡崎市景観資産及びふるさと景観資産の登録等に関する要綱」では「枝葉の面積」などの用語を用いている。用語を使い分けた意図を聞きたい。

事務局：

要綱に関してはア～キの基準が謳われているが、このいずれかに該当する場合名木に選定できるものとなっており、今回はアの「地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね1.5メートル以上であること」に該当している。

すべての内容を満たす場合選定する、という仕組みにはなっていないため、説明資料では「樹高・幹周・根回り・枝張り」の用語を用いた説明を行っている。

中根委員：

写真では枝を支えているようだが、自立が困難な状態ということか。

また、木そのものというよりは、地域の方に愛される樹木を選定しているということか。

事務局：

支えがなくても問題ない可能性があるが、安全の為地元の方が設置したものである。
地域の方に愛されている樹木であり、大きさ等の選定基準を満たすものを選定している。

瀬口会長：

現在何か所の名木・森が選定されているか。

事務局：

本日の諮問を除くと名木 90 か所である。

議長が諮問第 1 号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第 1 号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

10 報告第 1 号「ふるさと景観資産の選定の解除について」(説明)

議長が報告第 1 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(河合計画係主任主査)から説明した。

- (1) ふるさとの名木「長光寺のオランダモミ」の概要について
- (2) 現状に至る経緯について
- (3) 樹木診断調書について

11 報告第 1 号「ふるさと景観資産の選定の解除について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員：

2 月 27 日に枯死との診断がなされているが、ひと夏を超えて生き返ることがごくまれにある。この審議会を受けて即伐採となるのか、伐採の時期をひと夏待つことはできるのか。

事務局：

伐採は所有者が行うため、時期は所有者との話し合いの中で決まることになる。

堀越委員：

この状況になるともう再生はできないため、伐採して置いておく方が良いのでは。隣のモミも菌糸がみられるとの診断が下りており、危険な可能性がある。

佐藤委員：

ふるさとの名木は、地域の方に愛される木として選定されたものである。伐採後も何らか

の形で残していけないか。

事務局：

市が所有者ではないため、伐採後の木の扱いは所有者判断となる。

佐藤委員：

所有者が異なる点は理解するが、何らかのフォローがあるといいのでは。

横山委員：

佐藤委員の意見に賛成する。記憶の継承は重要な課題である。所有者の方も地域の方に愛されるものであるという意識を持っておられることと思う。

瀬口会長：

こうしてはどうかというアイデアを、所有者へご提案することはできるのか。

事務局：

投げかけは可能だが、やってください、とはできない。

佐藤委員：

伐採にあたって募金箱を設置するなど、名木に関して地域の意識付けができるといいのではないかと感じた。

横山委員：

こういう意見が出たという点を、所有者にお伝えいただくことはできるか。

事務局：

お伝えする。また、今後の課題の一つとして考えさせていただく。

瀬口会長：

伐採された木を、なにがしかの形で残した事例はあるのか。

横山委員：

環境部と都市再生協議会の合意により、シビコ西広場の樹木を伐採した際に幼稚園の遊具にした事例がある。

堀越委員：

名古屋市東区の公園の木を伐採した際に、自転車置き場にした事例がある。こうした再生

は市の所有物である場合可能だが、個人資産の場合は説得が必要。あるいは記憶の継承として、新しいコウヨウザン（オランダモミの樹種名）を植えていただき、古いコウヨウザンを土に還すのもひとつである。

水津委員：

伐採したあとの切株をそのままにしておくことはできないか。切り株から芽吹く可能性が稀にある上に、切り株の存在は記憶の継承という点でも大きい。

材は切った後置いておくと、情報がうまくつながれば、彫刻などで活用したい人が現れることもある。全撤去ではなく、段階的に進めることはできないか。

天野委員：

東京の世田谷には、泣く泣く切らざるを得ない木を机やスプーンにして、形を変えて記憶にとどめる活動をしている団体がある。

切られたらゴミとなるものが、色々な使い方で生き返るかもという意識を持つことが重要。また、事前に切られたらどうするのかを考える事が重要であるため、伐採の恐れのある木が事前に分かれば良いと思う。

瀬口会長：

丸太をベンチにして境内に置くなど、あまり加工しないで済む方法でよいので、何らかの形で残せると良いと思う。

加藤委員：

お寺の樹木ということもあり、念珠作りなどであればお手伝いできる。

瀬口会長：

「オランダモミ」は正式名称か。また、正式名称でない場合は、当該地域での愛称か、一般的な通称か。

事務局：

コウヨウザンが正式名称であり、オランダモミは通称である。

瀬口会長：

後継の樹木を植えるという話と、枯れた木の記憶を地域で分かち合えるようにできるという話を所有者へ伝えてほしい。

12 報告第2号「第3回おかざき景観賞について」(説明)

議長が報告第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（小林景観推進係技師）から説明した。

(1) 第3回おかざき景観賞について

13 報告第2号「第3回おかざき景観賞について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員：

昨年第2回審議会にて、おかざき景観賞に対してリノベーション部門や緑化部門など新規部門の立ち上げや、建築などは建ってすぐ陳腐化するような建物もあることから、評価軸として時間軸を導入し、竣工後二年以上経過している等の文言を入れることを意見として述べている。それらについて実行委員会や行政サイドとしての検討はしているか。

柴田委員：

ご意見は良いものであると思うが、当時のやりとりは一議題としてではなく、審議会終了後のご意見であったと記憶している。審議会のあり方としては議題として示されたものへ意見を述べ、行政もその意見に対して対応するものであり、当時のご意見は異なるものであると感じられるがいかがか。

事務局：

経緯としては、柴田委員にご発言頂いたように、審議会終了後にご意見として賜った。

部門の検討にあたっては、景観賞の実行委員会で、横山委員より頂いたご意見も含め議論を行っている。なお、実行委員会には横山委員が所属しておられる21世紀を創る会みかわから、林様にご出席いただいております。林様は前回ご欠席されたが、議論を共有している。

この実行委員会において、リノベーション部門の立ち上げが議論になったが、募集件数や関係法令の確認が困難である点などの検討課題が多々あることから、第3回おかざき景観賞では部門の新設を見送り、次回以降の設立を課題とすることで合意を得た。

佐藤委員：

実行委員会の議事録を拝見できないか。

横山委員：

21世紀を創る会・みかわからは林が代表で参加しているとのことだが、景観については私が責任者であり、私が知らない状態で進められているのはおかしい。

事務局：

実行委員会の議事録を配布する。実行委員会の委員については、景観整備機構の代表とし

てご参加頂いているものであり、機構内部で調整をお願いしたい。

瀬口会長：

実行委員会としては、リノベーション部門を創らないという結論が出たとのことだが、例えば建造物部門の説明書きの中にリノベーションも含む、と記述し、募集件数が増えてきたら部門として独立、という考え方もできるかもしれない。建造物部門の説明書きに修景という言葉が書いてあるので、ここにリノベーションを書き足すことは可能か。

横山委員：

緑化部門についても検討してほしい。

瀬口会長：

緑化であるならば、緑化する行為として景観まちづくり活動部門で拾うことができるのではないか。

事務局：

リノベーション等の検討は実行委員会でも行っているが、関係法令等の確認が容易ではないという意見が出ている。

瀬口会長：

具体的にはどのような事態が懸念されるか。

事務局：

耐震基準などで建築基準法に抵触する可能性が考えられ、市としての対応が整理できていない。

横山委員：

関係法令に違反するものは除外すると謳っているのではないか。

瀬口会長：

修景とリノベーションは同様の事態が想定されるのではないか。修景が謳われている以上、リノベーションを排する理由にはならないと考えるが。

また、実行委員会の結論は理解したが、その上で景観審議会の意見を受けての、部門等の文言の変更は可能か。

事務局：

意見としては頂戴するが、最終的な決定機関は実行委員会であると考えている。

瀬口会長：

景観審議会の役割はどう考えればいいのか、審査のみであるか。

横山委員：

審議会は審査のみでなく、内容を決めるのが役割でないか。実行委員会として景観整備機構から代表者が出席しているとの事だが、景観整備機構内で議事が共有できていない以上、実行委員会のみでは不十分であると思われる。

天野委員：

本件は組織的な問題をはらんでおり、私は前回の実行委員会に出席していないが、議事録を組織内で共有している。景観整備機構内の人員の選出方法や、議事をどこまで、どうやって共有するかといった点を組織内で整理する必要があると思う。

前回の実行委員会の議事を把握する限りでは、リノベーションまちづくりの物件は募集すれば件数が集まるように思われるが、建築基準法、例えば防火準防火地域であれば、耐火素材が使われているかといったことの確認が必要となり、確認申請が不要な範囲で行われている物件等で、確認がしきれない部分があるのではと考えられる。

瀬口会長：

現在建築部門で用いられている「修景を行ったもの」という文言にも同様のことが言えるのではないかと。修景ができてリノベーション部門ができない理由はあるか。

事務局：

実行委員会に際して、リノベーション部門の新設を検討するにあたり商工部局にヒアリングしたところ、応募件数があまり見込めないのではないかとこの点を指摘された。また、全国的にリノベーションへの関心が高まっており、注目される分野である上でも、他法令の確認が困難である点は大きな課題である。

こうした状況を受け、実行委員会ではリノベーション部門の新設を見送り、全国的な課題となっている関係法令の整理を国が進めているため、こちらの進捗およびリノベーションの物件の増減も見つつ、将来的に検討したいという形で終了した。

瀬口会長：

実行委員会にて、部門を新設しない結論に至ったことは理解した。だが、建築部門への文言の追加が可能か、という点への回答にはなっていない。文言を追加し、建築部門がリノベーションも包含するというコンセプトを表に出すことはできないか。

事務局：

審議会からの意見として報告し、次回の実行委員会で審議する。

瀬口会長：

承知した。その他意見はあるか。

横山委員：

リノベーション賞の創設は、件数が見込めるか否かよりも、啓発的な意義に重点を置いての意見である。リノベーションによる良好な景観形成に寄与する建造物の増加の為に、部門創設ないしは文言の追加による、普及啓発を図っていきたい。

中根委員：

リノベーションの啓発を図るとしても、部門への募集がない年が続くといったことを覚悟して進めていく必要がある。

瀬口会長：

審議会の意見としては、部門を創るのではなく、建造物部門の説明の文言にリノベーションを追加し、「修景・リノベーション」とするということによいか。また、修景と条件をそろえるため、リノベーションを行ったもの、とするのではなく、リノベーションを五年以内に行ったもの、という条件を付す形によいか。

事務局：

リノベーションという文言を使うに当たり、例えば確認申請が不要な物件に対して、建築基準法に合致しているかの確認が困難である事が想定されるなど、関係法令の確認に限界がある点を危惧している。

景観上目指すべき指針の一つとして、受賞した作品をリーフレット等で周知していくことになる。後から基準法違反だったということは避けたい。

瀬口会長：

具体的な危惧を補足説明してもらった必要があるが、修景と異なりリノベーションでは内部に手を加えるため、耐震基準などのチェック機能が保証できないという懸念を、皆さんはどう考えるか。

横山委員：

建築基準法に抵触していたとしても、景観上素晴らしいものであれば我々が責任を持ち評価すべきではないか。建築基準法上では確認申請が不要な物件もあるため、我々がプロとしてジャッジすればよいのでは。杓子定規に確認申請あるいは建築基準法の違反などとするのはいかが。

堀越委員：

修景においても、関係法令の確認が困難である点は同様ではないか。防火・準防火の地域で不燃材を使用すべきところを使用していないなどの物件が想定されるのでは。

事務局：

もう一点、危惧していることがある。古民家を再生しカフェにするといった事例が各地で見られると思う。仮にこうした物件が、10㎡に至らない小規模なリノベーションをしたとして、古民家からカフェへと用途を変更した場合には、面積が小さくとも確認申請が必要になる。当該物件が適切な手続きを経ていればよいが、もし景観的に素晴らしい物件で人気が出ているようなものが応募されたとしても、適法でないことが判明次第、落選及び行政指導となる動きが想定される。

景観上素晴らしい物件を関係法令との線引きの中で評価していく際、全国的な規制緩和の動きも窺っている現段階で法に抵触するものを評価するのは、時期尚早というのが大方の合意である。

横山委員：

設計者の職能としてのモラルの問題であり、違反のものを応募するような設計者は性善説で考えたとして存在しない。

瀬口会長：

今事務局が話しているのは、実行委員会ではなく行政としての立場であり、責任はとれないということである。

佐藤委員：

そもそも違法であることが問題なので、判明次第行政の立場から指導すればいいのではないか。

事務局：

設計者の方は違反であれば応募しないと思われるが、所有者や一般の方が知らずに応募する可能性がある。また、違反物件については指導を行う。

瀬口会長：

修景でも同様の問題が想定されるが、行政の立場として、修景とリノベーションの可否の線引きをどのように考えているのか。リノベーションの方が、危険が大きいということか。

事務局：

あくまでも合法的なものを拾う受け皿として、修景という言葉を用いている。
また、本日の議事については、審議会のご意見として次回実行委員会で協議したい。

瀬口会長：

景観審議会として一度決を採りたいと思う。修景・リノベーションという言葉を入れるという結論でよいか。

中根委員：

違反の有無を確認できるかどうかは別として、前提条件に「関係法令に違反するものは除外する」という文言が盛り込まれているという認識でよいか。

瀬口会長：

その前提として、意見を付す。その他にご意見は。意見はないということでリノベーションについては先のとおり意見を付すこととする。

また、緑化についてはどうか。活動部門に文言を追加することができるかどうか。過去の葵桜などの表彰事例を考えれば追加が可能であると考えられるが。

事務局：

活動部門に緑化も含まれると考える。

瀬口会長：

横山委員としては言葉を前に押して啓発する意味も込めて使ってはどうかということだが、部門の新設でなくとも文言を記述するのはどうか。

事務局：

頂いた意見については、実行委員会に報告させていただく。また各整備機構には、組織内部での意見共有や調整をお願いしたい。

堀越委員：

緑化に関しては、昨今すでに常識的な事なので文言として付する必要がないのでは。

横山委員：

それは専門家に限るのではないか。

堀越委員：

広く人口に膾炙する内容であると考えられ、また、景観を向上させる要素は緑化以外にも多くあるため、文言を付し始めると際限がなくなってしまう。現状のまま、シンプルに行く

のが良いのでは。

瀬口会長：

岡崎市全体で緑化に対する意識を高めていただきたい。例えば、屋上緑化をしたら補助金を出すなど。

事務局：

ご紹介として、屋上緑化や壁面緑化については、公衆から見える面に関しては県の補助金を用いた補助制度を実施している。

瀬口会長：

岡崎市では緑化地域制度を実施しているか。啓発活動による意識付けと並行的に制度を取り入れることで、緑化を推進する方法もある。こちらは都市計画審議会の分野かと思うが、検討の価値があるのではないか。

堀越委員：

審査過程で緑化やリノベーションといった観点を評価するののも一つの手かと思う。

中根委員：

専門家の中で、緑化というのがどういった要素で注目されているのか。二酸化炭素の削減などの環境面なのか、見た目なのか。

横山委員：

双方の面から注目されている。

瀬口会長：

「修景・リノベーション」と建築物部門へ追記するという旨で審議会として合意を得たということで、実行委員会へ報告していただきたい。

緑化については、部門の文言への追記は求めないが、募集の際に緑化について記載するなど、何らかの形での情報発信を要望する。また、緑化地域制度等、緑に関する施策を景観以外の手立てで検討してほしい。

景観整備機構については、整備機構内でそれぞれ情報共有の仕組みを改めて検討して頂くということで結論とする。

14 報告第3号「乙川リバーフロント地区サイン計画について」(説明)

議長が報告第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(武田景観推進係主事)から説明した。

- (1) 整備方針及び案内誘導の仕組み、サインの種別について
- (2) 本体デザインと構造について
- (3) 配置計画について
- (4) 色彩計画について

15 報告第3号「乙川リバーフロント地区サイン計画について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

堀越委員：

本件は、景観上の支障の有無を議論する物であり、案内誘導の仕組みを議論するものではないという理解でよいか。

事務局：

そうである。

堀越委員：

サインのターゲットとしてはどのような層を想定しているか。地元の人やある程度目的の分かっている人はそもそも地図を必要としないため、観光客をターゲットにしたものであると思われるが、どの層に向けたものかが分かりにくいと、利用者は地図にかえって混乱してしまう。また、サインとサインが連動していなければ、さらに混乱を招いてしまう。サイン間のつながりについて聞きたい。

加えて、矢羽根型に見られるような、矢印で方向を示すサインの有用性には疑問がある。有用性の低いものを作るのであれば、サインをそもそも立てないという選択もありうる。どのように考えているか。

瀬口会長：

観光客はスマホを見て動いているという状況もある中で、先の質問をどのように考えるか。

事務局：

サインのターゲットは、観光客、岡崎を訪れたことのない人、海外の方などである。また、岡崎にお住まいの方は原則地理を把握しているが、災害時携帯電話を使えない場合も想定し、防災拠点を地図に落としている。こうした、観光や防災面の役割を持つサインである。

サインの用途が多岐にわたることから、サイン本体はニュートラルなものとし、例えば観光情報を多く載せた地図は駅でパンフレットとして配布するなど、他媒体との連携による役

割分担を図りたいと考えている。

矢羽根型については、観光客は地図を用いた案内誘導の方が安心感を強く感じると思われるが、比較的容易に、かつ案内サイン小を立てられない場所にも設置可能な躯体であるため、サインとサインを途切れなく設置するうえでの補助的な役割として活用を考えている。

堀越委員：

現在の地図からは必要な情報を容易に読み取ることが難しく、この課題をクリアすることができない場合、そもそも地図案内板の形態をとるべきかという点から考える必要があるのではないか。「ここは 番地です」といった簡略化した情報の提示という手法も取れるのでは。

瀬口会長：

名古屋市はビルの角に町名を示す表示板が入っている。岡崎市ではこうした取り組みを行っておらず、番地が分からない。まずその取り組みを始めてはどうか。

防災面に関しては、名古屋市ではコンビニと協定を結んでおり、災害時にコンビニに行くという情報をもらえる仕組みがあるが、岡崎では行っていない。こうした取り組みに注力すべきでは。

事務局：

本業務は中心市街地を対象としたものであり、中心市街地では現在乙川リバーフロント地区整備や川まちづくりなどの各種事業が進んでいる。サイン計画はこうした施策を受け、回遊性向上やエリア内の誘導などを目的として実施するものである。また、景観面でのご意見を頂戴するものと想定し、ご報告させていただいた。

柴田委員：

海外に行った際、スマホが使えない状況で、現地の方が地図案内板を用いて案内して下さったことがあり、便利であると思った。

また、本議題については、以前審議会において乙川リバーフロント地区内の公共サインの基本的なありかたの審議を行った際に、エリア内のサインデザインがバラバラであるため、統一的なサインを整備すべきであるとの議論があり、それが本件に通じているのではないかと感じた。

なお、サイン板面については、色によって対候性に差異があるため、印刷の手法でカバーするなどしてほしい。

屋外広告物条例的な面からは、「岡崎の色」という色群ができるのであれば、その点からも民間の屋外広告物について指導していただければと思う。

水津委員：

既存サインを撤去し、本議題のサインを新設するという話と理解した。現在エリア内には、

撤去予定のサインの他にもさまざまな部局の設置した様々な公共サインが混在している。

新たなサインの良し悪しというよりも、既設サインとの混在が混乱を生む原因であるため、そうしたサインの扱いについても検討されると良い。

横山委員：

本サイン計画で整備されるサインは、街並みがより魅力的になる上での先導者的役割も担うものかと思う。サインの色の選定等は行政の判断で行っていただき、設置されたサインに負けない街並みとなるよう、景観の向上に取り組んでいただきたい。

瀬口会長：

水津委員のご意見にあった古い公共サインの撤去については、どのように考えているか。

事務局：

時期は未定だが、やれるところから綺麗にしていきたいと考えている。

瀬口会長：

サインの要否については、双方の意見が委員より出ている。海外の方は主にスマホを使って移動しているように見受けられるが、当面サインが必要であるかもしれない。

また、個人的な意見としては、新しい市街地と総構え内は歴史的背景に鑑みてサインの色彩に区別を設け、総構え内は白かグレーの無彩色で統一するなど、色彩を用いない考え方もあるかと思う。

事務局：

街中の情報案内全体を通して、歴史まちづくり係と連携しつつ検討することになる。

柴田委員：

籠田総門は復元の予定か。

事務局：

調査を行い、遺構が発見されるなど情報が集まったのちに復元したいと考えている。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、平成 28 年度第 1 回岡崎市景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
